

あわら市放課後子どもクラブ運営委託業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

あわら市内の放課後子どもクラブに通所する児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図るため、本業務を継続的・安定的に遂行する能力及び技術力を有する事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するものとします。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

あわら市放課後子どもクラブ運営委託業務

(2) 業務内容

あわら市放課後子どもクラブ運営委託業務仕様書のとおり

(3) 履行期間等

業務の履行期間は、令和7年12月1日から令和9年3月31日までとする。

また、契約締結の翌日から令和7年11月30日までの間を開設準備期間とし、業務の開始準備や支援員等の確保等を行うものとします。

(4) 見積限度額

各年度で次の金額を上限とする。

【内訳（非課税）】

年 度	合 計
令和7年度	8,900,000円
令和8年度	21,800,000円
合 計	30,700,000円

※ 債務負担行為により2か年で契約し、年度ごとに成果品の検査を行った上で上記委託料上限額の各年度内訳を上限として委託料を支払う。

※ 本委託業務は、社会福祉法第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

3 本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとします。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とし、なお、複数の企業による共同参加は認めません。

(1) 法人格を有している者であること。

(2) あわら市入札参加資格のうち「物品購入等」の部門に登録されている者であること。

(3) 令和2年度以降で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施または事業運営を受託した実績を有していること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者であること。

(6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者であること。

(7) 参加表明書類の提出日において「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。

(8) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(10) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に本業務を履行できる者であること。

5 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

(1) 質問がある場合は、「質問書」（様式 7）に質問事項を記載のうえ、令和 7 年 7 月 4 日（金）までに、電子メール（子育て支援課メールアドレス kosodate@city.awara.lg.jp）により、子育て支援課に提出してください。

なお、メールの件名は「あわら市放課後児童クラブ運営委託業務質疑提出（社名）」とし、メールの送信後にはすみやかにメール到着の有無を電話で子育て支援課（電話番号 0776-73-8021）に確認してください。

(2) 質疑に対する回答については、令和 7 年 7 月 11 日（金）までに市ホームページに掲載することとし、個別の回答は行わないためご注意ください。

6 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。

(1) 参加申請書類

ア 参加申込書（様式 1）

イ 会社概要書（様式 2）

添付書類：国税、県税及び市税が課税される団体について、未納の税額がない旨の証明書（直近 2 年分・発効日から 3 か月以内のもの）

ウ 業務実績書（様式 3）

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出方法

あわら市役所健康福祉部子育て支援課の窓口へ直接又は郵送で提出してください。
（ただし、郵送による場合は、書留郵便で提出期限までに必着のこと）

(4) 提出先

〒919-0621 福井県あわら市市姫三丁目 1 番 1 号

あわら市役所健康福祉部子育て支援課（担当：佐孝）

(5) 提出期限

令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時まで ※期限厳守

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和7年6月24日（火）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

7 施設見学会の実施

- (1) 実施予定日 令和7年6月27日（金）10時～12時
- (2) 申込方法 参加申込書（様式1）内にて
- (3) 参加人数 1社につき2名までとする。
- (4) その他 見学の参加は任意ですが、別日での見学は不可のため注意してください。
また無許可で現地調査等を行った場合は失格になることがあります。
参加者過多となった場合は、参加申込書の受付順で時間を設定する場合がございます。

8 業務提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、以下の業務提案書等を提出してください。

なお、提出期限以降の業務提案書等の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類及び提出部数

	書類名	提出部数	備 考
ア	業務実施体制調書（様式4）	4部	必要な事項を漏れなく記入し、会社名及び代表者氏名の記入及び代表者印を押印してください。
イ	提案書（様式5）	4部	以下の項目により作成してください。 1 会社概要書、業務実績書 2 担当者の経歴、資格、業務経験 3 経営母体の財務状況（直近の決算報告書を添付すること） 4 児童の生活、育成支援について考え方と実施方法 5 障がい児童の支援について考え方と実施方法 6 保護者、学校、市役所との連携について考え方と実施方法 7 支援員の配置、教育、指導に関する計画 8 支援員の雇用計画、処遇方法 9 危機管理体制と事故の予防
ウ	提案価格内訳書（様式6）	4部	見積提示金額が分かるように作成してください。
エ	工程表（様式任意）	4部	業務開始までの準備に関する計画とスケジュールを作成してください。

【書類作成時の注意事項】

- ・書類は日本工業規格によるA4判の規格で作成してください。用紙の向きは縦向き、横向きのどちらでもかまいません。
- ・言語は日本語、通貨は日本円とし横書きとします。
（ただし、図表等はこの限りではありません。）
- ・用紙はA4版、アからエを含め片面20枚以内としてください。

- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- ・1事業者について1提案とします。
- ・提出書類はア～エの順に並べ、1部ずつA4長辺2穴綴じで提出してください。

(2) 提出方法

あわら市役所健康福祉部子育て支援課（あわら市役所庁舎1階）窓口へ直接提出してください。

※郵送及びメール等による提出は認めません。

(3) 提出先

〒919-0621 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

あわら市役所健康福祉部子育て支援課（担当：佐孝）

(4) 提出期限

令和7年7月18日（金）午後5時まで

8 審査の手続

業務提案書等の審査については、下記のとおり行います。

(1) プロポーザル審査（プレゼンテーションによる審査）

ア 開催日時

令和7年7月25日（金）午後1時30分から（予定）

イ 開催場所

あわら市役所庁舎2階 202会議室

ウ 審査の方法

1事業者につき30分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を15分程度設けます。

電子黒板（65インチ）等については市で準備しますが、その他使用する機器については参加者が用意し、機器の準備等に要する時間についてはプレゼンテーションの制限時間内で行ってください。

エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、3名までとします。なお、当日受付にて説明に参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯してください。

オ 評価基準

評価基準については下表のとおりです。

項 目	事 項	配点
企業理念	ア 本業務に対する考え方	5
経営状況実績	ア 安定的な運営の継続 イ 放課後子どもクラブの実績	5
危機管理体制	ア 児童の安全衛生管理 イ 個人情報に関する管理 ウ 事故発生時の対応、予防の体制 エ いじめ・虐待に係る対応	10
運営内容	ア 運営時における適切な遊びや生活の場の提供及び支援の内容 イ 安心・安全に事業運営を行うための工夫	25

	ウ 児童の多様性や人権に配慮した運営内容 エ 事業サービスの向上や安定したサービスを提供するための取組	
支援員等の人材の確保	ア 支援員等の人材の確保の方策とその確実性 イ 支援員等の配置計画 ウ 支援員等のバックアップ体制 エ 支援員等の雇用形態や処遇・待遇 オ 支援員等の管理・指導体制	15
支援員等の研修計画	ア 支援員等の教育・研修計画	10
学校との連携	ア 学校や地域との連絡体制	10
保護者への対応	ア 保護者との関わりや情報交換 イ 保護者からの苦情・要望対応	10
提示価格	ア 提案価格の妥当性、予算の範囲内で、必要最低限に抑えられており、かつ実効性の認められる適正な価格	10
合 計		100

【評価ランク】

	採点基準	評価点
A	大変優れた内容である	配点×1.0
B	優れた内容である	配点×0.8
C	平均的な内容である	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2

9 契約候補者の選定

本業務の選定は条件付きプロポーザル方式によるものとし、最優秀者及び優秀者を選出し、最優秀者と協議が整った場合は最優秀者、最優秀者と協議が整わない場合には優秀者を受注者として決定します。

10 審査結果の通知

審査結果については、業務提案書等を提出したすべての者に対して、業務提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

また、審査結果についてはあわら市ホームページに掲載し、公表するものとします。

11 公募から事業者選定までのスケジュール

事業者選定の日程は以下のとおりとする。（変更の場合あり）

項 目	日 程
募集要項の公告	令和7年6月16日(月)
実施要領等の配布期限	令和7年7月4日(金)
参加表明書（施設見学申込）期限	令和7年6月20日(金)

施設見学日	令和7年6月27日（金）10時～12時
質問の受付期間	令和7年6月16日（月）～ 令和7年7月4日（金）
質問の回答期限	令和7年7月11日（金）
提案書等の提出期限	令和7年7月18日（金）
プロポーザル審査	令和7年7月25日（金）
審査結果の公表	令和7年8月1日（金）

12 その他

- (1) 参加者は本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルにおいて本市に関連する情報を入手するための照会窓口は事務局のみとする。
- (4) 参加申込書提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。
- (5) 提出期限日以降の資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類において、他の文献を引用した場合は出典を明示すること。
- (7) 提出書類は、評価に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、事業者を選定する以外の目的には、参加者に断りなく使用しないものとする。
- (8) 提出された提案書等は、その著作権は参加者に帰属するが、プロポーザル評価後、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (9) 提出された書類は返却しない。
- (10) 参加者は、プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報紙その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (11) 提案内容に含まれる特許権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護されている権利等を使用した結果生じる責任は参加者が負う。
- (12) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、市が協議して決定する。

13 各様式一覧

様 式	
1	参加申込書
2	会社概要書
3	業務実績書
4	業務実施体制調書
5	提案書
6	提案価格内訳表
7	質問書
8	辞退届